

第2版 はしがき

本書の初版（2014年4月）が刊行されてから3年経った時点で、このたび改訂版を出すことになりました。

今回の改訂にあたっては、初版テキストの字句や記述の訂正や一部見直しを行ったほか、新たに出された判例や新たに制定された法令のうち重要なものをいくつか追加しました。

判例に関しては、女子再婚禁止期間を定めた民法規定を違憲とした最高裁判決は、戦後数少ない10件目の法令違憲判決として注目できるものです。また、議員定数不均衡裁判では、衆議院でも参議院でも、従来の最高裁判決よりも厳しい違憲判断基準に基づく違憲状態判決が出されています。ヘイトスピーチについては、損害賠償や差止めを認める判決が出されるようになりました。

法令に関しては、上記のヘイトスピーチを規制する法令（法律や条例）のほか、従来違憲とされてきた集団的自衛権行使や自衛隊の様々な海外派兵を可能にする安全保障関連法が制定されました。

なお、憲法政治に関しては、上記の安全保障関連法の制定をめぐる違憲性を主張する野党議員・市民・憲法学者らの大きな反対運動が起きましたが、その中で「立憲主義」というキーワードが注目されました。この概念は、「憲法は国家権力を縛るものであり」、「国家は憲法に従った政治を行わなければならない」ことを意味しますが、憲法テキストの中だけの学術的な用語にとどめることなく、国民主権（民主主義）・平和主義・基本的人権尊重の憲法の基本原理とともに、これからも憲法改正（論議）など現実の憲法政治を批判的にみていく際に常に立ち返るべき意義あるものとして留意していきたいものです。

2017年1月

編者 澤野 義一
小林 直三

はしがき

本書『テキストブック憲法』は、大学の教養科目としての憲法や、法学部の概説的な憲法講義用テキストとして使用されることを念頭に執筆した経緯から、本格的な大部の（500ページを超える）体系的なテキストではないが、憲法テキストとして必要な基本的事項を簡潔に記述することに務めた。

全体は、第1部憲法総論、第2部統治制度、第3部基本的人権の3部構成で、16章のテーマを立ててまとめた。大部のテキストであれば、本書の2倍くらいの章立てになるところを、特に基本的人権の章に関しては、1つの章の中に関連するテーマを2つ設定したりすることで記述を簡略にした。また、国民主権や平和主義、憲法の最高法規性といった日本国憲法の根本にかかわるテーマについても、独立した章を立てずに、憲法総論の第1章や第3章の中で言及している。

確かに、大部の憲法テキストは、あらゆる事項について諸説を含め詳細に記述されているので、事典（辞典）的な意味で使用するのに有益ではあるが、何が重要事項なのか、どの学説が妥当なのかをよく理解できずに使用している学生もみられる。その点、本書は、憲法の基本的な考え方や事項、あるいは基本的な重要判例について、通読して理解することができるメリットがあるといえよう。記述の簡略な個所については、講義の際の先生の説明や大部のテキストなどを参考にして理解を補ってもらうことも必要である。

本書はまた、概説的な憲法テキストではあるが、公務員試験（国家公務員試験総合職〈大卒程度〉や地方上級試験）・各種資格試験などにも対応できるよう配慮しており、その意味では、教養科目で用いる入門書としてだけでなく、公務員試験などを目指す人たちの基本書としても活用してもらうことができよう。

執筆にあたっては、必要な事項の見落としがないように、数回にわたる検討会で、全体的な調整をはかっているが、それぞれの執筆者の研究や教育経験あるいは憲法観が反映している記述がみられる個所もある。

本書は講義用テキストとして作成されているが、最近の判例や憲法情勢（憲法改正問題など）も考慮して執筆されているので、多くの人たちにも読んでもらい、憲法に関する理解を深めることに活用していただければ幸いである。

最後に、このテキストの企画および執筆にあたって、法律文化社の小西英央さんと梶原有美子さんには、大変、お世話になったこと、心より感謝申し上げます。

2014年1月

編者 澤野 義一
小林 直三